

令和6年4月1日からの

東日本大震災の被災者にかかる枚方市の支援制度(減免等)について

項目	内容	担当
後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担金)	本市の後期高齢者医療の被保険者の方については、申請により減免を受けられる場合があります。	保険年金課 電話:072-841-1403(直通) Fax:072-841-3716
後期高齢者医療保険料	被保険者になられた方については、申請により減免を受けられる場合があります。	
予防接種の接種料	申請により市民と同等のサービスが受けられます。	保健予防課 電話:072-841-1429(直通) Fax:072-845-0685
妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の健診料	申請により減免等が受けられます。	まるっとこどもセンター 電話:072-840-7221(直通) Fax:072-840-4496
がん検診等の健診料	申請により減免等が受けられます。	健康づくり課 電話:072-841-1458(直通) Fax:072-841-3039
固定資産税・都市計画税	東日本大震災により、被災した当該土地・家屋・償却資産をお持ちの方で、令和8年3月31日までに代替物件を取得した方については、申請により減額等を受けられる場合があります。	資産税課 電話:072-841-1361(直通) Fax:072-841-3039

※支援の詳細は、各担当課へご確認ください。